

第 1 回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成 25 年 7 月 23 日（火）午前 10 時～12 時																				
開催場所	泉佐野市役所 4 階 庁議室																				
案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の委嘱 ・ 会長、副会長の選任 ・ 案件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例施行 20 年間の人権施策等について (2) 条例施行 20 周年の取り組みについて (3) 本人通知制度の周知啓発について 																				
委員出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">中林委員</td> <td style="width: 25%;">藤里委員</td> <td style="width: 25%;">立山委員</td> <td style="width: 25%;">村田委員</td> </tr> <tr> <td>齊木委員</td> <td>中村委員</td> <td>高野委員</td> <td>藤堂委員</td> </tr> <tr> <td>右馬野委員</td> <td>東谷委員</td> <td>立石委員</td> <td>中西委員</td> </tr> <tr> <td>神藤委員</td> <td>山中委員</td> <td>岡野委員</td> <td>溝尾委員</td> </tr> <tr> <td>森下委員</td> <td>沖西委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	中林委員	藤里委員	立山委員	村田委員	齊木委員	中村委員	高野委員	藤堂委員	右馬野委員	東谷委員	立石委員	中西委員	神藤委員	山中委員	岡野委員	溝尾委員	森下委員	沖西委員		
中林委員	藤里委員	立山委員	村田委員																		
齊木委員	中村委員	高野委員	藤堂委員																		
右馬野委員	東谷委員	立石委員	中西委員																		
神藤委員	山中委員	岡野委員	溝尾委員																		
森下委員	沖西委員																				
事務局出席者 (人権推進課)	奥田人権推進担当理事 泉尾課長 辻課長代理 殿元主幹																				
傍聴人数	0 人																				

1 開会

2 市長挨拶

皆さま、おはようございます。本日は、ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方には平素は、人権行政をはじめ、市政全般にわたりまして格別のご理解をいただいていることに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、このたび皆様方に「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」委員を委嘱させていただき運びとなりました。今後 2 年間、大変ご苦勞をおかけするかと存じますがよろしくお願いを申し上げます。

本市におきましては、これまであらゆる人権問題を重要な行政課題として位置付け、1993 年制定の「泉佐野市差別撤廃条例」や 2004 年策定の「泉佐野市人権行政基本方針」などに基づき、差別解消、人権尊重の社会づくりに取り組んでまいりました。

一方当審議会におきましては、本市人権行政の基本方針であります「泉佐野市人権行政基本方針」などの策定についての答申をはじめ、「泉佐野市犯罪被害者等支援に関する取組指針」「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画」

等の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴し、多大なるご貢献をいただいていたところでございます。

しかしながら、依然として差別を助長・拡大するような落書やインターネットへの書き込みが発生したり、同和地区の所在に関する問い合わせが市役所へ寄せられたりというような状況でございます。

本市といたしましては、差別撤廃条例施行から20周年という節目を迎える中、これまでの取り組みを総括検証し、それぞれの計画に基づく具体的な施策をより効果的に推進して参りたいと考える次第でございます。どうか委員の皆様方におかれましても、差別のない明るい国際都市泉佐野市の実現のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

3 委員の委嘱（委員紹介）

【事務局】 （審議会規則について説明）

4 会長、副会長の選任

会長に神藤委員、副会長に立山委員を選任。

5 会長挨拶

○議事

【会長】 本年度の審議会ですが、新しい方もいらっしゃいますので、この2年間について簡単にふれさせていただきますと、平成22年度・23年度については、本部会において、「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」の策定について審議をお願いいたしました。

昨年度につきましては、特に市長からの諮問ということではご審議いただく事項はございませんでしたが、本市において実際に発生した差別事象に対して、市の人権対策本部としてどう対応してきたのか等の報告をいただき、皆様からご意見をいただきまして、それらをこの間の市の人権行政にいかしてきたというようなところでございます。

本年度につきましても、特に市長からの諮問を受けての審議事項はございませんが、この後3つの議案について、委員の皆様にご意見をいただき、市の施策・取組みに反映させていただきたいと事務局も申しておりますので、どうかよろしくお願い致します。

それではまず、「条例施行20年間の人権施策等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 (資料により説明)

【会 長】 ただ今、事務局から、議案の1であります条例施行20年間の人権施策がどうであったか、(人権対策本部)委員会について説明していただきましたが何かご質問はございませんか。

【委 員】 その中で、やはり、教育が一番大事なことだと思います。道德問題については全然書かれていない。例えたら、寄付について、みなさんもこんな寄付するのはあほの骨頂やとかいろんなこと思てんやけど、どうしてもせんならんところはするんやけど。例えば祭り、あるいは、もっと大事なことについては、東北の震災について払うとか、いろんな事について、そういう事についての、道德ではどういうふうに教えていかないけないかという、これは社会的な問題です。この人権というのは個人的でない社会的な問題であります。この社会的な事を、もうちょっと強く、生徒やったら生徒、あるいは、そういう人権を習う人やったら習う人に知って欲しいなと思っているんですけど。

みなさん方のご意見あるいはそういう教えていうんですか、みなさんに啓発していうんですか、知っていただくことをお願いし、また、そういうふうに変えて欲しいなと思ひまして質問と致します。

【会 長】 子どもたちへの人権教育の充実についてのご要望といった意味での事だと思いますが。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。まず、道德教育につきましては、日本の中の悲しい歴史なんですけど、道德教育＝修身というイメージが、未だに残っているのかなと思ひて、全体的なギャップがかなりあると思ひます。「道德教育＝修身＝軍国主義」的なイメージが今までありましたので、その中で、道德教育と人権教育はちょっと対立的にとらえてきてた側面があったのかなと思ひます。道德をどうとらえるか、人権をどうとらえるかというかたちなんですけども、人権教育の言ってるところ、道德教育の言ってるところが、かなり重なって、オーバーラップしてきています。この世の中、国際的になってきて日本だけの考え方では無理なんで、そういう動きが出てきていると思ひます。これは私の意見ですが。その中で、人権教育と道德教育、どう融合させていくのかが、やっぱり今後の課題と思ひます。国の方でもいろんな議論がされていますし、人権教育をやっている先生方の中でも道德教育とどういうふうに融合していくのか議論されているところがございますし、そういったいろんな議論を見て、市の方も考えていかなんかなあというのが、今の率直な意見で

ざいます。

【委員】 今さっき言われてるのが、例えたら民主主義と、あるいは民主主義の内の個人主義、あるいは団体主義っていうんですか、そういったもののギャップ、その境界線が、どうしても、ここで言って欲しかったと思います。お願いします。

【会長】 今、おしゃってるその境界線？ もうちょっと具体的にお願いします。

【委員】 始めに言われたように、例えたら寄付についてやったら、みんなが自由だから、どんだけしてもいい、あるいは、どんなにせんかってもいいというふうになっております。という事について、自分を本位においた場合、そんなんせんかていいやないか、する人はおかしいやないかというふうな考えを、どうしても持つというのは、個人主義であります。個人を第一においた場合、個人をいかに良いようにするべきか、あるいは、そういう個人的な事じゃなしに、人権っていうのは、みんながいかに幸せになるかという事に重きをおく、その境界について、お願いしてたもんですから。

【事務局】 違いを認め合うっていう事ですね。

【委員】 それを道徳でいかに教えていただくかという事ですけれども。

【会長】 学校の教育の中でどうやっていくか、子どもたちへの指導をどう取り組んでいくか、寄付行為というのは個人の自由やから強制されるもんやないから勝手やないかと、個人主義に走ってしまうあたりをご心配されているという事ですか。

【委員】 どうしてもそうなんですけどね。

【会長】 まあ、そういう方もいらっしゃるでしょうし、また、逆に積極的に取り組んでおられる方もおられます。例えば、東北の大震災を聞くにつけて、やはり少しでも自分の力が役にたつ事ができるならという事で、お金あるいは物資、また援助活動に参加していつてるとか、あるいはメールを送って心の支えとしてあげてるとか、いわゆる良いすぐれた行動をなさっている方は若者の中にもたくさんいらっしゃると思うんですけど、一概に、こうだ、これはおかしいと、ある面をとらえただけで決めつけていく

のはしんどい話かなと思ったりするんですけれども。

【委員】 学校教育に関して人権擁護委員の立場で言いますと、年に何回か泉佐野市内の学校に「いじめをなくそう」というビデオを持ってまわらせていただいています。ビデオを観ながら、子どもたちに、それぞれの人権、みんな大事だから、他の子たちの気持ちも大事にしようねという授業をさせてもらってます。子どもたちには、先生じゃなく、おばさんたちが行って、話をしてくれるということで、聞いてもらっています。

女性センターでの取り組みとしては、ゲストティーチャーというすばらしい授業があります。それは、発足当時に東京の男女共同参画の冊子に掲載されたぐらいの、市民参画の場所として非常にすぐれた活動をしているという取り組みで紹介してもらったぐらいの授業です。ただそれが、研修を受けて、講師としていかせてもらって、ずっと永年やってきたのですが、市長の人権擁護に対するすごくご理解のある言葉をさっき頂きましたが、行政の中の予算の関係から、多少なりとも有償ボランティアしてもらってるのですが、学校からお金がおりにないという状況がありまして、去年・一昨年あたりから呼んで下さる学校が少なくなっています。すごく残念な事なんです。出来る人がそろっているのに出来ない、という状況に今あります。それは、子どもたちにとっても有意義ではないんじゃないかなと思っていまして、そこらへんはどうにかなれへんかなと思っています。女性センターの活動の一員でもありますので、是非、言わせてもらいたいなど。

人権擁護委員の方からは人権擁護委員として無料でプレゼント、いじめをなくそうと、呼んでいただいた学校をまわらせてもらって、いつも3年生にさせてもらって、それは無料でやらせてもらってますのでありがたいなと思っています。そういう状況があります。

【会長】 子どもたちが大人になる前にどういうふうな力をつけさせていくのがいいのかということで、あらゆるところから、学校教育でこれもして欲しいあれもして欲しいと、たくさんの方がこれまで出てきた中で、社会教育、地域の力を学校教育に取り入れる事によって、より多様な力を子どもたちがつけていくことが出来るのではないかと方向の中で、今、委員さんがおっしゃったような、さまざまな取り組みを取り入れつつあると。泉佐野市は、予算の関係もあって、活動が狭まっていくのではないかと、危惧されているというお話でした。

そのあたりも含めて学校教育の中で子供達により良い認識をつけていくために、どのような取り組みをしていったらいいのか、そのあたりに詳しい委員さんに指導的な立場をなさった中で何か参考になるご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】 先程、事務局からもありましたが、人権教育と道徳教育は相容れない部分があるという事で、かなりそのへんが、永年、議論をしてきたんですけれども、ここ数年の中では、部落解放研究所等も、それは融合すべきところはやっていかなあかんのではないかという事で、現在、そういう部会というんですかね、道徳人権教育部会とかいう感じの正確な名前ではないですが、そういう事を、月に何回か会合を開きつつ、それを報告しあっていくという取り組みの中で、かなりの部分が今一緒にできる部分があるなあということで整理統合されているという事で、最近の部落解放研究所のなかでも人権教育と道徳教育の一体化を整理されたような冊子も出ておりますので。

今後は、道徳教育、実際、授業の中では、人権教育という授業は文部科学省のカリキュラム上はないわけですし、その中で道徳の時間、学級活動の時間等をうまく組み合わせていく中で、人権教育を主体としながら泉佐野の小中学校の中では教育を進めているということなんで、そういうふうな面からいえば、先程からだされているような事については、学校現場でも多く取り入れながら進めてこられているのではないかと思います。

【委員】 先程、委員さんが道徳という事で言われましたが、私が、思うのは、人権とは何かと聞かれた時に、「全ての生命を大切にする心」です。私の自論は。だから、「全ての生命を大切にする心」を教育という形で表す、それが人権教育だと思うんです。

平和とは何かと言うたら、平和とは「人と自然が共生する姿」。われわれは、人権と平和とは何かといわれたら、そういう考え方で、日々、行っているんです。

委員さんも実は、何かの広報で見ましたけど、子どもたちが来て田植えとか稲刈りをやってますね。という事は、先生らが、いわゆる学校でいう、ただ田植えするといったって、おもしろおかしくやってるんじゃなく、先生の位置づけは、物や食糧を大事にしようとか、稲刈りした時にお米を大事にしようとか、給食のご飯を残さんと食べるとか、そういうのが心を豊かにするような教育なんです。先生から言うたらそれが人権教育。物を大切にすることを育てるといのが人権につながっていくと思っています。

人権と道徳は、表裏一体なもので、右から見たら道徳かもわからへんけど、左から見たら人権かもわからへん。こういうような見かたやと思います。これは道徳やからこれは人権やからと切り離す事はできませんので、とりあえず、そういう考え方でやればいかなと。

子どもたちが、毎年、田植え・稲刈りに来るんですけど、そこで何を学

びとるかという事ですね。田植えに来た時に、カエルのような生き物がいて、その生き物たちを見て子どもたちがどうとらえるかですね。

先生方は、「ちゃんとせえへんかったら」と言って怒っている時もありますが、しかし、子どもは、日頃、生き物に接しない子もいますし、たくさんいる生き物を見た子どもがどうするかですよ。生き物を見てる時、子ども輝いていますよ。それが教育なんです。それが人権なんです。われわれは、そういう考え方です。

それともうひとつ。私、子どもたちに聞くんですよ。「この前どうや？ あんた差別してるか？」と。そしたら「差別してる」と言う子は誰もいません。そして、「差別があるか？」と言うたら、「差別ある」って言います。それでもう1回聞きます。「あんたが差別してないのに何で差別があるんや？ おかしくないか？」と。「自分はしてないけど、誰かがしてるんか？」と問いかけたりします。人権とは、「全ての生命を大切に作る心」を養うこと。私の自論やけどそう思ってます。

【委員】 皆、個性があって、出来る子と出来ない子がいます。そこに難しいところがあります。今おっしゃられたように、うちも生徒たちに、じゃがいも堀り、田植え、稲刈り、いろんな事をさせていただいています。その中から、どのように生徒が知ってくれて、人権につながっていたか、まだ私としてはわかりません、という事なんです。

【委員】 答えはすぐ出ませんやん。何年かたってからの事やから。

【会長】 議題1の方は、この20年間の取り組み、条例が制定されてからの20年間の人権施策がどのようにして行われてきたかという事務局からの提案でしたが、それに関連して、人権教育の推進に関連しての要望とか、社会資源をいかしての、人権教育の効果がたかまるんじゃないかという事で、要望も含めての話があったかと思いますが、他にどうですか、ご意見等ありませんか。

【委員】 20年というよりも、昭和40年、44年という数字が事務局から出てきましたが、思い切ってそこらへんまで遡ってみたらどうですか。総括するという事で。差別は、物理的な差別もあるし、心理的な差別もあるしという事で、最初は、少し勉強が始まって、ちょっと若い方はわからないと思うけど、昭和40年とか44年というところから出発しているわけです。その1つとして、差別があると役所が認めて、役所のお金ですぐ差別をなくすという行動に入ったものと、学校とかにお願いして心理的なものを啓発という言葉で、やってもらった部分とあるわけです。で、その

中で金を使い過ぎたとか、無茶苦茶したとかいう人達もおったし、ええことやってるなあと賛成してくれた人もおったと思います。その事が、もうこういう会議では、ほとんど出てこないですね。で、部落にまず行政的な物理的なもんが差別した、行政が差別したというものもいっぱいあるわけですね。

そして、それを最初の44年頃からは、ガガガガとブルドーザーで道を整理するように役所もやってきたわけですよ。その項目はなんやと言ったら、同和地区には高齢者が少ない、あるいは同和地区には医療機関が無い、金融機関が無い、郵便局もなければ、銀行の支店も無い、言えばダダダダと出てくるんですね。それを1つ1つ解消して行って、目で見ただ差別、体で感じた差別は無くなってきて、残ってきたものは何かというと、頭で感じる差別とか心理的なもんが残ってきたと、そういう事も少しは反省するええ機会やから、そんな事もあったなあという事ぐらひは、できたら事務局ではしんどいんかもわからへんけど、研究所ではないけれど、お勉強するような事も総括の中に入れてくれたらどうかなど。でない、過去を忘れてもて、今の話だけであつたら、やっぱり、わからん、気にいらんというのも出てきたりするかもわからへんと思うので。

先程、民生委員の方からも話があったように、寄付って言葉で考えたら、お金で寄付するんか、気持ちで寄付するんかていう事がでてくる。寄付を十万円したらいいんか、千円したらいいんか、これも難しなってくる。そういう事は、村の小さい、大昔から盆踊りやら祭りやらいろいろで寄付というのがあって、なんとなく決められた金額やけども強制はない、強制すんのも隣近所同士で「おばちゃんそんな事言わんともうちよつとしいてよ」という感じの強制であったという、そういう寄付のいいところ、助け合いするところ、葬式だすのに、葬式は寄付や言わへんけど、香典って言うんかな。みんなお金出し合って、大昔は葬式もしたと思うし、結婚というお祝いもしたし、そういうような事が、今、いろんな困った人やとか、難儀してる人を助ける為には、お金でする、心でする、気持ちでするっていうのは、分けて話を子どもたちにわかるようにしていったらいいんかな。私はそう思いますけど。

【会 長】 委員さんのお話で、次の議題にも関連してのお話にいきたいと思いますので、条例施行20周年の取り組み、この先の取り組みをどうするのかという事も、これまでの総括を、この際きちっとしてはどうかのご提案だったと思います。その事を踏まえて、次の取り組みを考えていくべきかなと思うのですが、ともかく当面20周年が12月1日という事に差し迫っています。それらにあわせて事務局の方で第2の議案について説明していただきたいと思います。

【事務局】 資料に基づき説明

【会 長】 ただ今の事務局の説明についてご質問はございませんか。制定20周年という事で、予算的に苦しい中、たまたま人権啓発推進ネットワーク協議会からの予算が入るという事で、それを活用して、事務局の方でも説明のありました3月の研究集会、資料6をご覧いただいて人権のつどいというのは、毎年12/4～10が「世界人権週間」ということで、各市町村はことよく12月中に人権に関する行事が行われています。それにちなんでの本市での取り組みでして、研究集会は、3月の第1日曜日に開催して全市的な取り組みをやっております。泉の森大ホールで開催しております。

700人から1000人規模の集会であるという事を念頭においていただけたらと思います。

20周年ということですから、20周年にちなんでといいますと、先程、委員さんからありましたように、この20年間、あるいは、もっと遡って、同対審答申がでてから、どうだったんかという事も含めて、総括した上で、20周年記念事業に取り組んでいくのが、段階を踏んでの取り組みとしていいのかなと思います。時間的な問題もありまして、実際問題12月迄、それがどこまで総括できるのかにかかってくるのかなと思います。ある程度、先程、事務局の方で報告がありましたように、20年間の取り組みがまとめられております。そういったあたりと、委員さんのご意見とふまえた中で、いっぺん事務局方で整理されてはどうかと思うわけではありますが。それらを、念頭においた上で整理するのは、3月の研究集会で20周年にちなんで、20周年は12月1日、ちょっと2～3ヶ月ずれますけれども、時期的にはなんとかいけるんじゃないかなと。この3月の研究集会の時には、条例制定20周年という事の意義、例えば、これまでの泉佐野市の人権状況の総括を考えた中で、基調提案にするとか、そういったかたちに持っていけたらええんかなと、今ちらっと思ってるのですが、皆さんどうですか？ 関連してご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

【委 員】 こだわってるんじゃないくて、たまたまするよってちょっとやってみたらどうですか、というぐらいの気持ちで言ってるんで、事務局の人も、他に仕事があって忙しいと思うけど、少しはそういう事に関心を持って、誰かが執筆していったらええんかなと。別に20周年にというんやなくて、言葉が出たんで、ついでにどうやというんで言っただけで、20年は20年でやったらいいし、それから、今言う40年頃からののは、ぼつぼつと整理しておいていい時期に来てるとちがうかなと。忘れていってしまっ人権という言葉になって、人権の前は差別という言葉やったんや。で、今、

差別という言葉は使わんと人権という言葉に変わってきてるのが気持ちの上でどんなかなと思ったりとか。そやから今、差別したという差別は、どんな形で差別が残ってるのかなあ、あるいは、同和地区という地区が差別されてるのかなあ、個人がされてるのかなあとか、何十年も経って形態が変わってきてと思うので、それで一貫した差別解消行政をやってきたし、という事でちょっと触れておくと尻切れになってしまうんじゃないかと思っただけでこだわってるんじゃないと思います。

【会 長】 原点はやっぱり大事にしていかなければならないと思うし、経過もきちっと踏まえていかなあかんと思うし。かなり時間が経っているので、かえってまとめ易いというか、短い期間だったら詳しい、隅々までほじくって市で集めなあかんというのがあるんですけど、かなりの時間が経過してるので、何らかの形で関係された方々の頭の隅っこに、委員さんがおっしゃったような内容がうかんでくるという側面もあるので、かえってまとめ易いという感じはせんことはないんですけどね。そういった事を頭において、20周年事業として、せっかくの予算でもありますので3月に実施できたという感じがせんこともないですが、どうでしょうかね？ そういった事で、あと具体的な事については、事務局にお任せするというような事になっていくと思うんですけども、この場に整理というか見ていただいて事務局で作ってもらえたらなと思います。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。先程の研究集会での20周年の記念事業につきましては、また研究集会につきましては、新たに実行委員会を毎年たちあげて検討していただいております。

本日ご参加いただいている各種団体さんの代表、実行委員さんを派遣していただいて、そこでまた具体的な議論、どんな内容にしようかと議論されると思いますので、今日の審議会の意見を実行委員会に波及させていただいて、各種団体さんからこういう話があったと、実行委員さんに波及させていただいて、連絡とっていただけたら一層、親身になるような研究集会になるのかなと思っています。そのへんもよろしくお願いします。

【会 長】 それでは、本人通知制度の周知啓発について事務局から説明をよろしくをお願いします。

【事務局】 説明

【会 長】 ただ今の本人通知制度の周知啓発についてご提案をいただきました。ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

【委員】 今、プライム事件について説明を受けたのですが、会社によっては5割か9割、ほとんどが結婚相手の調査であるということ、個人情報保護の観点から重大な事件であるという事になります。事務局から各市町村の本人通知制度の登録状況について説明を受けましたが、大阪市、堺市以外のすべての市町村では、その制度は実施されており、泉佐野市の場合、登録人数がかなり少ない。この状況を裁判での被告の証言から本人通知制度の登録が不正請求の防止になっているという事で、今回、府全体でその運動を展開していこうということであるわけでありますので、個人情報保護、部落差別の撤廃の点からも、泉佐野市においても、その運動を展開していく必要があると思うんですが、市としてどういう事を行っているのでしょうか。

【会長】 そのへん事務局の方。

【事務局】 今、事務局として、考えておりますのは、「STOP！個人情報漏えい・登録しよう本人通知制度」人侵ネットワークのNo.4のレジメを見て頂きたいんですが。

そこには、各地域実行委員会の加盟団体における具体的な取り組みの中の地域実行委員会を主とした、市民運動の展開について掲げられています。市としましては、ここに書かれていますように、周知して登録者を増やしていきましょうよという事で、今、個人情報をとられているので、市民のみなさんもそういうふうな事に関心を持って下さいねという事で、啓発していかなあかんと思えますし、最終的には、人権侵害を、被害を救済する法制度の制定にむけた世論の醸成を図っていきたくて考えています。具体的には1～6まであります。大阪府実行委員会からポスターとかステッカーは、現在、きております。市民集会を開催したらどうやということと、自治体の広報・地域団体の機関誌でこの運動を周知して欲しい、地域のイベント等で周知活動をやして下さい。パネル展の実施、これは大阪府実行委員会が作るというので、活用していきたくて。その他、地域における、このへんの事例を挙げて、こんな事やって欲しいといわれています。今、具体的に考えていますのは、資料2にありますように、泉佐野実行委員会運営要綱というのがありますので、これに基づきまして、8月に八尾市がスタートしますので、その時期をみはからって府内的には9月から取り組んで下さいとなっていますので、その実行委員会を、できましたら、9月中に開催させて頂いているいろんな議論を委員さんのみなさんから頂いて取り組みの内容を確認していきたくて思っています。

最終的には、先程、20周年でもありましたけれど、12月の人権のつ

どいに、市民の方300人近くが参加してくれますので、そこの人権のつどいのところで、市民の方がお見えになるので、先程の提案の中にありました、市民集会的なものをセットして、人権のつどいの中で、本人通知制度の啓発と登録をお願いするという集会も兼ねた形でできたらなと思っています。いつも、まずは、小中学校の人権作品の表彰をしまして、その後、研修会・講演会をやっているのですが、その講演会の中で、前半、本人通知制度の話をしてお願いする、今回、講演は、ちょっと短くして、そういう3段階で、人権のつどいでやっていけたらなと思っています。ざくっとした考えなんです、そういう流れでやっていきたいと。9月に委員さんに集まっていたいて、そこでまた、たたいていただくというのが、今の事務局の素案であります。以上です。

【委員】 プラスしての要望ですが、今、事務局から言われたのが、よくわかるのですが、それにプラスして、今日、資料でもらっておった人権対策本部人権問題町別懇談会というのが市として、長年組織されておりますので、そういうふうな場でも、こういうふうな制度という事での説明をしていただいたら、別の角度からも広がるのではないかと思います。

【事務局】 先程、委員さんが言っていたように、毎年、町別懇談会をやる時に、講師団研修会を、泉佐野市の部課長全部集めてやるんですが、「今年の人権推進課として出来たらこのテーマで町別懇談会をやって下さいね」と3つか4つ提示するんです。その1つに、本人通知制度・個人情報漏えいについてをテーマとしてあげています。それを使ってくれるかどうかは、担当の理事・部長・町会さんの協議になりますので、そのへんを委員さんの意見も含めて通知していきたいと思っています。

【会長】 他にご意見・ご質問はございませんか。

【委員】 3つぐらいから選択という事ですが、1つは必ずこれを入れとして下さいという事は出来ないのですか？ 今の件をいれていくと。

【事務局】 町会さんの時間的には一時間ぐらいなんです。ビデオとかDVDを見て議論なんかを別のテーマで、本人通知制度はちょっとでも言うといってくれという指示は出来ますので。

【会長】 重点的にやってもらいたいと、この審議会でも声があったと伝えていただけたらと。他にございませんか。

【委員】 制度そのものについて教えていただきたいのですが。これこんなに、悪用した人が、本人通知制度があったらやりにくくなるんだったら登録型にしなければいいんじゃないですか。登録しなくても、例えば、各市町村で決めればいいと思うんですが、条例でうちは第三者が住民票等をとったら必ず通知しますっていうのは、法律上できないんですか。いろいろと、別の議論も発生するかもしれないんですけど。

【事務局】 やってる、ところもあるんです。

【委員】 あ、やってる、ところもあるんですか。

【会長】 そうしますと膨大な数になりますので、それを誰が負担するかっていったら、財政的には非常にしんどいというような側面もあるようなんですね。

【委員】 財政の問題？

【会長】 請求があったら、8士業から請求があったら、必ず市役所としては出さざるをえんと。それを、全部を、本人・当事者にすべて通知していくとなっていたら、通知する郵送代・連絡する費用が膨大な数になっていくので、そういう事で登録型というのが、ほとんどの県や市町村がやっているという事でありまして、全面的にやっているというところもあるように聞いてるんですけど、特に、泉佐野市の場合は、ご存じのように、財政的に厳しいところでは、到底対応しきれないので、せめて登録しておいて、登録した方に対して市役所としては通知する。通知を受けた人が、市役所の窓口を確認に行くんですね。そして、市役所から何月何日にあなたの請求があって発行しましたよという証明書を、450円いただいて市役所は出すという形になるんです。で、誰からとかいうことまでは、これまた、業者名とか個人名は、教えてもらえないそうです。そこらあたりが、かいだるいところですが、それもそういう人たちの個人情報保護であるということで、とられたという事だけの確認は、登録してある人が市役所の窓口ですることが出来ると聞いております。

【委員】 郵送とか、人手をかけるっていうようなことを考えたらそうですが、パスワードとIDを渡して、自分に何をやられてるのか自分で見るように出来れば、システム代はかかりますよ。ただ、そんなものを作るには、そんなに、たぶん、お考えになられているよりも相当安い費用で出来るような気がする。いや、それは市町村でやるのか、もっと大規模でやる

のかっていうのは、議論はここでも始まらない話ではありますが。たぶん、ネットがこれだけ氾濫していて、住基ネットもあるし、自分の情報は誰が持っていったのか、登録さえされていれば、自分だけがアクセスできるはずなので、そういうふうにしてしまえば手間はかからないし、勝手に自分の情報を見にくるんだし、そこにはセキュリティ代は、かかってきまずけど、従来型のように紙で全部通知しなければいけない・電話でとらなければいけない・窓口で何人いなければいけないというところからは、何となく離れられるような気がするなと思って。そこにもものすごい人手をさいたら、絶対やらないほうがいいと思いますけど。

誰が自分の情報にアクセスしたかというのは、権利として知るべきことだと思うので。個人的な考え方ではありますが。何となく、せっかくある、インターネット上でそういった事ができるんじゃないかという気がしましたので。言いっぱなしで申し訳ないんですけど。

【会 長】 今、一般府市民を対象にした時に、先程から言っている形で、個人が写真入りの証明書を窓口を持って行って登録するというような事ができやすいんじゃないかと。今、おっしゃっているあたりでもいろんな課題があるんじゃないかと思うんです。そこらあたりをどうしていくんか、もっと良いものにできないかといったあたりについて、今月か来月に、府レベルでの役員会がございますので、今、おっしゃったようなご意見もそこで反映させていきたいなと思います。

【委 員】 個人の意識の高い欧米では、たぶんやっているんじゃないかなという気がするんです。日本だと、やっとな、登録型とか本人通知制度がどうのこうのという事で、まだみんなそのレベルになっているんですけど、自分の情報が誰にとられたとか、いろいろと事件が起こっていますけど。かなり、たぶん欧米の方が敏感なはずなので、それをあの人たちがコストをかけているとは、到底思えないので。ネットの普及率も日本より高いと思いますので。そうすると、逆にそれにアクセスできない弱者が、うまれてきてしまうのかなという気がするんですけどね。

【会 長】 他にございませんか。

【委 員】 別の事ですがいいですか？ 20周年の話からですが、条例が出来て20周年、さっきの男女共同参画の条例も各他の市で順番に制定されているので、他の市にはありますが。泉佐野市は、いずみさの女性センター・岸和田女性センター、この地域では、有名な女性センターだと思ってまして、その女性センターを抱えている泉佐野市がまだ条例ができていな

いというのはどういう事なんやろうと。人権擁護委員の中でも、男女共同参画は内閣府の担当になっています。国からの政策だと考えています。それを泉佐野市も人権という形でやっていただいて、今までもいろんな審議をさせていただいて、前に進んできてるんやなど実感はしてるんですが、なぜ条例ができてないのかなと思っています。その辺の進捗状況はどうなっていますか？

【事務局】 これはもう、人権推進課もずっと思ってることでございまして、この6月議会でも公明党の議員さんからご質問をいただきまして、「男女共同参画条例の状況はどうなっているのか、府内でも一体どうですか？」と聞かれ、その辺の答弁させていただきました。条例成立は、前向きに考えていきたいけども、足踏み状態、内部の調整、上との調整が出来きれていないということで。

【委員】 足踏みの内容はどういう事なんでしょう。

【事務局】 上との調整がまだ出来きていないという話ですので、トップとのやりとりとか、細かいところが出来ていませんので。実際、トップの話では、条例を作るだけやったらあかんやろうということで、やっぱり作った限りは施策も充実させなあかんから、やっぱり、財源という頭があるんですね。

【委員】 今までの活動は、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、財源無い状態で財源無い事をやっています。財源が無くても活動は私たち市民が支えて、女性センターは参画の最先端の場所だと考えて、この十何年活動し続けてるんですが、この状況というのを判って欲しいなと思うのと、自慢できるセンターやと言うのを、是非、上の人にも言って欲しいなと思っています。その上で早く制定をしてもらって、女性センターの位置付けを確立させて欲しいなと願い、宜しく願いしたいと思います。

【事務局】 わかりました。宜しくお願いします。

【会長】 ちょっと話を戻して、先程の本人通知制度の周知啓発に関連してのご質問はございませんか。この件については、事務局から先程お話がありましたように、資料9の組織を活かしたかたちで、9月頃に1回、12月の人権のつどいの中で、市民対象のイベントをしていきたいという意向でございます。そういったような方向で、事務局任せになると思うのですが、宜しくお願いします。

予定しておりました時間も少なくなっただけですけど、今日は、せっかく来ていただきましたので、まだご発言になってない方は、申し訳ないんですが、これまでのお話を聞かれておって感じられたことや、感想でもいいと思いますし、また、最初に挨拶で申し上げましたように、日常生活の中でこれはどうかなと疑問に思ったとか、そんなような事がありましたら、せっかくの機会ですので、暑い中、来ていただいたし、一言おっしゃっていただけたら、ご互いに参考にさせていただけるんじゃないかと思います。何かありましたら。

【委員】 内容もあまり把握できてませんので……。

【会長】 皆様のご意見をお聞きになって、今まで聞いた事もないようなお話も出てきたと思いますし、勉強していただいたかなと。これからの生活に活かしていただけたらなと思います。

【委員】 本人通知制度の事で、34名の登録で少ないなど。やっぱり、それは難しんでしょうね。本人通知制度というのは、そもそも何というところへんが伝えきれてないというようなこともあって、とりわけ結婚についての興信所とか、探偵社に問合せする案件で、当然、部落かどうかということもあるんですけど、聞いてたら、例えば広島・長崎に先祖がいないとか、いわゆる、原爆がおちた地域の末裔じゃないかと、いわゆる部落以外で、例えば結婚する際に、自分とこの家に合うのか合わないのかみたいな次元で、勝手にリクエストして調べていってるようなことがあるようで、残念ながら、ある種、誰に誰の事を調べられているかわからないような、今のような状態になっていて、そこらへんは、やっぱり、啓発って大事なんでしょうね。今、議論されてるようにそれぞれのイベントなんかの時に、当面やっていただくこともいいんですが、例えば泉佐野市内の8士業というんでしょうか、いわゆる取れる側の人への啓発はどうなっているんでしょうねとか。

例えば、いわゆる当事者にあたるそこらへんは、事務所をかまえてる人なんか多いですよやんかあ。法務局のあったところへんの司法書士さんとか、いわゆるそっち側の人への意識なんかも含めて啓発はどうなってるのかなと。もし、今、情報としてもっていらっしゃるんでしたら聞かせてもらいたいなという。

【会長】 事務局どうなんですか。

【事務局】 支部については各上部団体や組織からいってると思うんですけど、

泉佐野市に支部のあるところ、海事代理士さんとかかなり特殊な業者さんについてはほぼないので、司法書士さん・行政書士さん・税理士さんとか。各種団体さんで支部、代表者がいるところにはポスターとかできた時点で、市民課と共同で啓発にまわろうかなと考えております。まだ、行けてないんですけど。

【会 長】 委員さんどうですか。

【委 員】 初めて事務局と話をさせていただいて、いろいろ説明を聞きまして、国の答申が出て48年、市の条例で20年、これを見させていただいて、当市においてもかなり取り組んでおられるということに対しまして、敬意を表して頭が下がる思いです。先程、会長さんも言われたように、まだ、未だに差別が残っている事は、ほんとに悲しい事ですね。今後ですね、さらに、みなさんのおかげやと思うんですが、かなり啓発されてるんですけども、もっと力を入れて啓発していただけたらと思うんです。よく市報とか、あちこちよく見るんですが、もう少し力を入れてもらえたらなど感じるんですけども。今までの取り組みに対しまして、ほんとに頭が下がる思いでございます。

【会 長】 ありがとうございます。

【委 員】 私も、初めてこういう会議に参加させていただいて、いっぱい勉強しないとイケないことがたくさんあるなど実感しています。今、子育て中ですので、委員さんがおっしゃっていただいた、人権に関する子どものこととかものすごい興味があります。また、たくさん子どもと触れ合いながら、またこの会議に参加させて頂きたいなと思います。ありがとうございます。

【会 長】 ありがとうございます。

【委 員】 私も今日、初めて参加させて頂きまして、いろんな方が、泉佐野でいろんな活動をされているんだなというのを具体的に聞かせていただいて、すごく、貴重な経験でした。私自信、子育てしているので、子どもに対しての教育というのが、私の世代で聞いた人権の問題と、今、子どもたちが実際に聞いているのとすごく差を感じてるんです。で、20周年とか40周年とか、今言われてる中で、もう1回、どういう歴史があるのかというのを、私が子どもに伝えるのはどうしたらいいのかなと思いつつ聞かせてもらって、学校の現場では、ほんとにいろんな事があるから、何を

優先に伝えて言っているのか、全部お任せっていうのは、無理だと思うので、家庭の中でも伝えられるような、何か正しい歴史っていうのを教えていただきたいなと思います。

【会 長】 お母さんやお父さんの役割は大きいですからね。ありがとうございます。

【委 員】 初めまして。私は、広島で生まれ育った原爆二世です。縁あって、この泉佐野市でこういうお役目をいただいて、これから1つ1つ勉強していきたくと思います。最近感じたことなんですけど、自分自身、障害者の通学支援をしております、その5年生の女の子が初潮になりました。私自身もお母さんも嬉しくって、「おめでとう」ってお母さん仲間では言ったんですが、その子を学童に連れて行き、施設に連れて行き、先生に報告すると、「やあ、この子でも初潮くるんやね。大変やね。」と言われて、自分たちは嬉しくって、こういう気持ちで言ったのに、そういう返答を受けて頭が混乱してしまいました。これから、平和のこと、人権のこと、1つ1つ、この泉佐野市で勉強していきますので、どうぞ宜しくお願いします。

【委 員】 初めまして、僕もこういうの初めて参加させてもらいました。僕、人権とかは、自分の自論ですが、みんながいろいろ変わってて、それがいいんじゃないかなという感じで物事をとらえています。そして、小さな自治会ですけども、そこで会議をしていましたら、子どもさんが、やっぱり、はねのけしたり、いじめじゃないけれど、いじめに近いことやっている時があったら、「いじめてないって言うても、いじめられてる子は辛いぞ。」という話はしています。小さなことやけれど、小さな団地なんで、みんな仲良くしてもらいたいというのがあって。だから、「子供がすぐ手出すねん」というけれども「何で手え出すんや」というたら、やっぱり、言葉でうまく言えないというのもあって、仲良く遊ぶようにと、そういう小さいことやけど実行しているんです。ものすごい、すばらしい話を聞かせてもらって、これからも、どんどん勉強していきたくと思いますので宜しくお願いします。

【会 長】 ありがとうございます。

【委 員】 私は、幼小中学校のPTAの方から参加させていただいて、今、この場に座らしてもらってるんですが、さっきお伺いしたなかで、いじめの話とかをしていただいと聞きまして、個人ていうのがどれだけ大切かという、先程おっしゃってたいじめの問題とか教えて頂くのは大切なこ

とだと思いうので、個人を大切にすること子どもたちに広げていって欲しいなと思います。個人情報漏れるっていう話が出てたんですが、今、中学校・小学校でもあると思うんですけど、ブログ・パソコン・携帯を介して、個人情報を自分から漏らしている。大きな問題になっている16歳の少女のああいうことも、ネット上で漏れていっている、そういうふうなことを、危険なんだよっていうことを、小学校・中学校も、小学校5・6年生でも、自分で漏らしているような気がするの、そういうのは危険なんだと勉強する機会があればなと感じました。

【会 長】 みなさんからいろいろご意見ご感想等を聞かして頂きました。本当にありがとうございました。もう後、時間も数分しか残ってないんですけれども、他の方々で、この際、是非とも、もう一言、言っておきたいと言う人があったら。

【委 員】 いいですか？ すいません。私は、委員さんと同じく、田植え、あるいは、じゃが芋堀り、特にじゃが芋堀りについては、障害者・学童保育の方を対象にもしてるんです。ようけ植えてあるから、その時に、岸和田学園の生徒に来ていただいて、掘ってもらったんですけど、特にその時には、岸和田学園は、子どもはほっといて、親がじゃが芋堀りに熱中してしまって、子どもがわからなくなって、子どもは、方々にはたけていって、「えっいやへん」となってしまって、近くの墓のどこまで行ってしまっで見つけるの大変やったということもありました。やっぱり、じゃが芋堀りが一番生徒らにとって、楽しみを与えていると自分では思っています。その中で、学童保育、あるいは2年生4年生というふうに、たくさんの学級全体を、泉佐野市の第一小学校なんですけれども、来ていただいて掘っていただきます。その中でみんな一生懸命掘って、2株、1キロ～2キロなんですけど持って帰って頂くんですけど、1つもよう掘らん生徒もできます。やっぱり、いろんな生徒が出てくるんで、その中でいかに、そういう生徒たちにも良い思いをさしてあげたいという思いなんです。そういうことに一生懸命、心を砕いて、もちろん学校の先生とも意思疎通を充分やって、たくさん作ってあったら生徒は喜ぶんで、みんな楽しみにしていただいております。もちろん、それ以外にも米の一生、田植えから始まって稲刈り、いろんな事をしております。そういった事にも5年生の生徒なんですけれども、全員そういう事にみんな来て頂いて、そういう生徒との輪を持とうと一生懸命頑張っています。その中で、民生委員以外の協力、いろんな人達と交流して、先生なり、生徒はもちろん生徒なんですけど、教える側・教えられる側をみんな楽しんでいっていると思っております。そういうことをさせていただいております。

【会 長】 それでは、最後に副会長に、今日の審議会のご感想なり、ご意見なりを。

【副会長】 人権の問題とか他の問題は、やっぱり各地域の中で、広めていくのが一番必要あるんじゃないかなという気持ちでございます。各地域でいろいろとやってくれてると思うんですけども、これからもやっぱり地域で親密に交流をもって、その中で啓発をしていく、啓発って言葉がなにですもんけど、伝えていくのが大事じゃないかなと。

それでは、委員のみなさんにおかれましては、お忙しい中ご出席いただいて、誠にありがとうございます。まだまだ、差別の実態はあるし、社会情勢に反映した新しい問題が起こってきている状況もございますので、今後、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本日の審議会を終えたいと思います。みなさん大変ご苦労様でした。これで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。